

＜一般委託＞

事業系剪定枝資源化業務委託 仕様書

事業系剪定枝資源化業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	事業系剪定枝、草の運搬、中間処理、資源化処理
2	履行期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日
3	施行場所	(運搬等):積替保管施設の保管場所から受託者処理施設 (処理等):受託者処理施設
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	(1)ア、イ、ウの許可及びエ、オの実績(平成26年4月1日以降に契約を元請けとして締結し完了したもの)を共に有すること。この資格及び実績を証明するため、当該許可証並びに契約書及び仕様書の写し(当該履行内容を記載した箇所)等を参加申請書提出期間内にファクスで送信すること(FAX046-828-3839)。送信しない場合は、見積り合わせに参加できない。 ア. 市町村の一般廃棄物収集運搬業許可 イ. 市町村の一般廃棄物処分業許可 ウ. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設設置許可 エ. 国又は地方公共団体(一部事務組合、広域連合含む)が発注した一般廃棄物収集運搬業務及び一般廃棄物処分業務 オ. 一般廃棄物資源化業務(委託者から引渡しを受けた剪定枝を、自ら保有する中間処理施設を使用して堆肥原料またはバイオマス燃料等の資源化原料を生産する業務) (2)受託者は、横須賀市との委託契約により関係する官公庁と協議を要するときは、委託者の承認を得て行う。 (3)運搬日及び運搬量については、別途協議を行い決定する。 (4)業務遂行上事故等が発生した場合は、受託者の責任において適切に対応処理を行うとともに、速やかに委託者に報告する。
6	関係法規	業務の履行にあたっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令を遵守し、安全管理に万全を期すること。
7	資格要件	別紙のとおり
8	契約方法	単価契約(/1トン)
9	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。 ただし、消費税として精算額に、その税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。
10	その他事項	(1)この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。 (2)令和3年度当初に委託者と受託者の両者が合意し、市議会において当該予算が承認された場合、令和3年4月1日から9月30日まで、本契約と同単価で契約するものとする。
11	連絡先	資源循環部資源循環総務課 大野田 電話046-822-8419

＜指示又は希望事項＞

グリーン物品購入及び環境配慮関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。(上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
------------------	--

内訳書(単価契約用)

(税抜き)

No.	案件名	単位	予定数量	上限単価(円)	契約単価(円)
1	事業系剪定枝資源化業務 (袋入)	t	630	15,000	
2	事業系剪定枝資源化業務 (バラ)	t	1,440	13,000	

- 1 契約単価は、上限単価を超えることができない。
- 2 契約単価欄は、契約者が記入する。
- 3 予定数量に契約単価を乗じた金額の合計金額を入札金額とすること。

事業系剪定枝資源化業務委託仕様書

本仕様書は、横須賀市（以下「甲」という。）が、受託者（以下「乙」という。）に委託する、横須賀市積替保管施設（以下「積替保管施設」という。）に集積された一般廃棄物である事業系剪定枝・草（以下「剪定枝」という。）を収集運搬し、中間処理を行い、資源化原料を生産する業務（以下「本業務」という。）に適用する。

1 目的

本業務は、積替保管施設に集積している剪定枝を関係法令等に基づき適正に収集運搬及び、中間処理並びに、資源化处理することを目的とする。

2 乙の資格要件

- (1) 乙は、本業務に適した中間処理施設を自ら保有し、当該施設について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設設置許可を受け、または法第15条の2の5の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の適用を受けていること。
- (2) 乙は、いずれかの市町村において一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可を受けていること、またはいずれかの市町村若しくは一部事務組合から一般廃棄物収集運搬業務及び一般廃棄物処分業務の委託を受けた実績があること。
- (3) 乙は、甲から引渡しを受けた剪定枝を、自ら保有する中間処理施設を使用して堆肥原料またはバイオマス燃料等の資源化原料を生産するものとし、当該業務について現に処理実績を有していること。また、本項の業務は下請負させてはならない。
- (4) 乙は、生産された資源化原料を使用する出荷先を確保し、または現に使用して稼働している施設を保有していること。
- (5) 乙は、剪定枝の中間処理及び資源化原料の生産の際に生じる残さ等を関係法令に基づき適正に処理するものとし、その費用は乙が負担するものとする。
- (6) 乙は、甲から引渡しを受けた剪定枝を、自ら保有する中間処理施設へ収集運搬するものとし、当該業務について収集運搬に適した車両等を用いて収集運搬しなければならない。乙は、本項の業務に限り下請負をさせることができる。この場合、乙は、業務着手前に甲が指定する「下請負者届」を提出しなければならない。
- (7) 乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項第2号の規定（欠格要件への非該当）に適合していなければならない。下請負者についても同様とする。

3 引渡対象品目

(1) 状態

- ①袋入：甲が横須賀市内から収集した剪定枝及び積替保管施設に搬入された剪定枝のうちビニール袋等に入っているもの及び、紐等で束ねられたもの。

②バラ：積替保管施設へ直接搬入された草葉、剪定枝、幹、根等で袋等に入っていないもの及び、束ねられていないもの。

(2) 種類

草葉、剪定枝、幹、根、竹、シュロ、フェニックス等、トゲがあるものを含む剪定枝全般

4 業務の内容

- (1) 本業務は、乙が積替保管施設にある剪定枝の積載、乙の中間処理施設までの運搬、乙保有中間処理施設等による中間処理、中間処理施設にて生産した資源化原料の堆肥化施設または、バイオマス燃料使用施設への引渡しまでの一連の業務について関係法令等を遵守の上、衛生的かつ確実にを行うものとする。
- (2) 乙は、甲から引渡しを受けた、剪定枝を引渡した状態または、中間処理後の状態のまま、国外輸出、不適正な保管並びに、不法投棄をしてはならない。
- (3) 乙は、当該資源化処理を責任をもって適正に履行するものとし、資源化原料生産業務を第三者へ請け負わせてはならない。

5 剪定枝の引渡し予定数量

- (1) 袋入：630 トン
バラ：1,440 トン
- (2) 集積状況等により、数量が増減することを乙は承諾するものとする。
- (3) 甲は、搬出量が増加する場合は、法令等に基づく搬出先地元自治体が指定する事前通知等の承諾を事前に得るものとする。

6 契約期間

- (1) 令和2年(2020年)4月1日から令和3年(2021年)3月31日まで。
- (2) 乙は、契約後速やかに甲と収集運搬方法について協議するものとし、初回の搬出は令和2年(2020年)4月1日以降とする。

7 引渡場所

所在地：横須賀市長坂5丁目3656番
名称：横須賀市積替保管施設

8 乙の費用負担

- (1) 本業務上必要とする人件費及びこれに付随する保険料・消耗品等の費用
- (2) 本業務上必要とする運搬車両、積載用重機等及びこれに伴う燃料費・油脂類・有料道路代、法定点検費用、維持管理費等の費用
- (3) 資源化処理できない廃棄物の収集運搬、処分に係る費用
- (4) 業務上必要とする維持管理に係る費用
- (5) その他本業務に必要とする費用

9 支払方法

- (1) 委託料は、本業務に係るすべての費用を含むものとする。
- (2) 委託料は、袋入、バラ各々1トン当たりの単価契約とする。
- (3) 委託料は、月払いとし、契約期間中の暦月を単位としてとりまとめ、実施月の翌月以降、甲に業務完了届等の書類を添付して請求するものとする。
- (4) 請求金額の算定を行うための搬出数量は、甲または、乙発行の計量伝票に基づいて決定するものとする。
- (5) 前号の委託料は、契約単価に搬出数量を乗じて算定した金額に、消費税法の規定に基づく消費税及び地方消費税の額を加算して請求するものとする。この場合において、その合計額に円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
$$\text{委託料} = (\text{契約単価} \times \text{搬出数量}) + \text{消費税相当額}$$

10 積載用重機等

- (1) 甲は乙に本業務に必要な重機として、以下の重機を貸与する。なお、これらの重機にかかる燃料代、年次点検及び修理費用は甲が負担するものとする。
 - ①ショベルローダー 1台 (コマツ社製)
 - ②油圧シャベル 1台 (キャタピラー社製 312 (アタッチメントなし))
 - ③ロードスーパー 1台 (テナント社製 S20)
- (2) これら以外に積込み等に必要な重機については、乙が用意するものとし、燃料代、年次点検及び修理費用等は乙が負担するものとする。

11 運搬車両

- (1) 乙は、運搬車両等の洗浄を行い、常に車両を衛生的に保たなければならない。
- (2) 乙は、道路交通法、道路運送車両法、排ガス規制、速度抑制装置取付け、その他、法令等に違反する車両を使用してはならない。

12 処理の方法

- (1) 乙は、甲から引取った剪定枝は、乙の中間処理施設において、全量資源化原料に処理するものとする。
- (2) 乙は、前項の植木剪定枝に混在している廃棄物についても関係法令等に基づき適正に処分するものとし、その費用は乙の負担とする。
- (3) 乙は、前項の廃棄物が処分できない場合は、甲の指定する場所まで返戻するものとし、その費用等は乙の負担とする。

13 提出書類

- (1) 乙は、甲に契約後速やかに、現に有する以下の各項に掲げる書類を各1部提出しなければならない。
 - ①一般廃棄物処理施設設置許可証の写し、または廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第4項の受理書の写し
 - ②一般廃棄物収集運搬業許可証、処分業許可証の写しまたは実績を証明するための当該契約書の写し及び仕様書の写し

- ③運搬車両一覧表及び車検証、自賠責保険証の写し（下請負業者がいる場合は下請負業者の車両、運転手であることを明示すること。）
- ④運搬車両運転者名簿及び運転免許証の写し（名簿には緊急連絡先携帯電話番号の記載があるもの。運転免許証は本籍・住所・生年月日が消去されているものかつ、それ以外の内容が容易に確認できるもの。下請負業者がいる場合は下請負業者の車両、運転手であることを明示すること。）
- ⑤下請負者届（収集運搬業務を第三者に請け負わず場合。）
- ⑥植木剪定枝の処理工程等を記載したフローシート
- ⑦本業務に使用する計量証明事業登録証（事業の区分：質量）の写し
- ⑧計量器法定検査合格証明書の写し
- ⑨その他、甲が指示する書類

14 安全管理

- (1) 乙は、作業時は周囲に十分注意を払い、適切な保護具を着用の上、安全作業をしなければならない。
- (2) 乙は、事故が発生したときは、直ちにけが人の救護及び二次災害防止措置を行い、甲に口答にて報告し、その後、書面により報告しなければならない。
- (3) 乙が、甲の施設、車両又は第三者等に損傷、被害を与えた場合は、乙の責任と負担において原状復旧しなければならない。原状復旧ができない場合は、その損害を賠償しなければならない。

15 業務の調査等

甲は、乙に対して業務上必要な現地確認及び、調査または報告を求めることができるものとし、乙は正当な理由なくこの調査を拒否してはならない。

16 甲への報告義務

- (1) 乙は、次の事由が生じた場合には、甲に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。
 - ①本業務に関係する許可の全部または一部を廃止または休止することにより、本業務の履行が不可能となったとき。
 - ②事故等により資源化処理施設への搬入ができなくなったとき。
 - ③法に定める欠格要件に該当するとき。
 - ④自治体等から法令に基づく許可取消または事業停止等の処分、改善または措置命令等の行政処分を受けたとき。
- (3) 乙は、自治体等の立入調査、指導があった場合は、その内容、結果、対策等について甲に速やかに報告しなければならない。

甲が、乙から本条に定める通知報告が無かった場合または、遅延したことにより損害等を受けた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。
- (4) 甲は、乙から本条に定める通知連絡が無かった場合または、遅延したことにより乙が被った損害を賠償する義務を負わないものとする。

17 契約の解除

甲及び乙は、相手方が本契約条項に違反した時は、催告の上、本業務を解除することができる。ただし、引渡しを受けた剪定枝の処理が完了していない場合は、甲乙双方の責任において当該剪定枝の処理が完了しなければ、本契約の解除はできないものとする。

18 その他

- (1) 乙は、関係法令等を遵守し、業務を履行しなければならない。
- (2) 甲は、本業務内容について市民等に公表できるものとし、乙は、これに同意するものとする。
- (3) 乙は、履行場所内では、車内も含め全面禁煙とする。
- (4) 甲は、乙の行う業務が、この仕様書に適合にしないと認めたときは、乙に対し適合するよう指示することができる。この場合において、乙は甲の指示に従わなければならない。
- (5) 業務委託契約書、仕様書等に記載無き事項が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。